

同志社国際高等学校の平和学習に関する文部科学省調査結果に対する見解

全日本教職員連盟

今般、文部科学省が公表した同志社国際高等学校の沖縄研修旅行における平和学習に関する調査結果、および同校を運営する学校法人同志社に対する適切な教育活動を求める通知について、我が国における公教育の政治的中立性を堅持する立場から、大きく評価し、以下の通り見解を述べる。

1 政治的中立性保持と教育基本法の遵守について

教育基本法第十四条第二項には、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と明記されており、学校教育における政治的中立性の確保は、義務教育・高等教育を問わず厳格に守られるべき大原則である。公教育の場は、児童生徒が多様な視点から客観的事実を学び、自らの思考で判断する力を養う場であり、特定の政治的運動や一方的な見解へと誘導する場であってはならない。今回の調査結果で明らかになった、米軍基地建設反対を掲げる活動家による抗議行動への参加呼びかけ、及び当該団体名義での領収書発行、更には長年に亘り学校のしおりに「座り込み」等の実力行使を促す文言を記載していた事実は、教育の場を特定の政治活動に利用したものと云わざるを得ず、教育基本法及び学習指導要領の趣旨に著しく逸脱するものである。

2 安全確保の徹底について

本件は、平和学習の名の下で行われた無謀な洋上学習により、未来ある生徒の尊い命が奪われたという、極めて重大かつ悲惨な転覆事故である。教育活動における最優先事項は児童生徒の「生命の安全」であり、いかなる崇高な理念や教育目標があろうとも、これを危険に晒すことは絶対に許されない。船や現場一帯の事前下見を一度も行わず、事故当日に波浪注意報が発令されていた事実すら引率教員が把握していなかったこと、更には教員が船に同乗せず、生徒へのライフジャケット着用指導等の事前安全教育も一切未実施であった等の事実は、安全管理の観点からも完全に不適切であり、教育界全体として厳重な再発防止に努めなければならない。

3 「平和教育」について

「平和教育」は、例えば中学校の社会科において、中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）に基づき、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」こと、「日本国憲法の平和主義について理解を深めて我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせる」こと、そして「戦争を防止し世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる」こと等について指導することとされている。これらに基づく平和教育は、我が国の歴史や先人の苦難に触れ、平和の尊さを深く実感するための極めて意義深い教育活動である。しかしながら、学校現場においてこれらを実践するにあたっては、多様な意見や背景が存在する課題を取り扱う性質上、特定の一方的な見解のみを配慮なく取り上げることを避け、常に客観的かつ中立的な指導を行われなければならない。

全日教連は、「美しい日本人の心を育てる」教職員団体として、全国の教育現場が文部科学省の示した見解及び通知を真摯に受け止め、児童生徒が偏りのない視野をもち、バランスの取れた判断力を身に付けられるよう、教育の政治的中立性と安全性の確保を徹底した健全な教育活動を推進していくことを強く求める。